

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 関電ファシリティーズ株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号
代表取締役 近藤 忠司
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月4日から令和7年11月13日まで(3ヶ月+6週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 関電ファシリティーズ株式会社は令和6年12月19日付けで建設業許可部局である大阪府より以下の監督処分を受けた。
①当該業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。
②当該業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあつては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあつては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが、建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 関電ファシリティーズ株式会社が建設業法の規定により、監督処分(営業停止処分11日間及び指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヶ月+6週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)